

第87回

鳥栖市都市計画審議会議案

平成30年2月15日

鳥栖市都市計画審議会

諮 問 事 項

諮 問 番 号	件 名	頁
諮問第103号	鳥栖基山都市計画下水道の変更（鳥栖市決定）	1
諮問第102号	鳥栖市都市計画マスタープランの策定について（継続審議）	2

諮問第103号 鳥栖基山都市計画下水道の変更（鳥栖市決定）

鳥栖基山都市計画鳥栖市公共下水道「4. その他の施設」を次のように変更する。

4. その他の施設

名 称	位 置	敷地面積	備 考
鳥栖市浄化センター	鳥栖市真木町字七田	約71,070㎡	敷地面積減少（約1,530㎡）

【理 由】

本市の公共下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資することを目的として昭和50年に全体計画面積を約2,076haとする公共下水道事業に着手し、現在平成28年までに約2,332haの計画決定を受け、鋭意事業を推進している。

今回の見直し計画では、鳥栖市浄化センター近傍で行われる道路整備を受け、浄化センターの敷地面積約72,600㎡を約71,070㎡に変更する（約1,530㎡削除）。

諮問第102号 鳥栖市都市計画マスタープランの策定について（継続審議）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本方針である、鳥栖市都市計画マスタープランを策定するため、次のとおり審議会の意見を求める。

1. 策定理由

総合的かつ長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての方向性を明らかにするとともに、市民の意見を反映させながら、様々な社会構造の変化のなか持続可能で活力のある都市づくりを進めるため、本市の特性に応じた都市計画に関する基本的な方針を定める。

2. 策定期間

平成29年度～平成31年度